

証券業協会の外務員登録事務等に関する命令（平成十年
 総理府 令第五号）
 大蔵省

改正後

改正前

（協会の外務員登録事務）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十四条の七第一項の規定に基づき、証券業協会（以下「協会」という。）に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。

一 法第六十四条第三項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理

二 法第六十四条第五項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録

三 法第六十四条第六項並びに法第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項（これらの規定を法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四 法第六十四条の二第一項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否

五 法第六十四条の二第二項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第一項の規定による

（協会の外務員登録事務）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第六十四条の五第一項の規定に基づき、証券業協会（以下「協会」という。）に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。

一 法第六十二条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十二条第五項の規定による登録

三 法第六十二条第六項並びに法第六十三条第二項及び第六十四条の三第三項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知

四 法第六十三条第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十三条第二項において準用する法第三十六条第一項の規定による審問

審問

六 法第六十四条の四（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

七 法第六十四条の五第一項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十四条の五第二項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による

聴聞

九 法第六十四条の六（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消

（財務局長等への届出）

第二条 協会は、法第六十四条の七第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を、当該外務員の所属する協会の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一 当該外務員の所在する協会の商号又は名称及び営業所又は事務所の名称

二 当該外務員の氏名、生年月日及び住所

三 処理した登録事務の内容及び処理した年月日

四 前号に掲げる登録事務の内容及び職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

六 法第六十四条の二の規定による届出の受理

七 法第六十四条の三第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十四条の三第二項の規定による聴聞

九 法第六十四条の四の規定による登録の抹消

（財務局長等への届出）

第二条 協会は、法第六十四条の五第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を、当該外務員の所属する協会の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一 当該外務員の所在する協会の商号又は名称及び営業所又は事務所の名称

二 当該外務員の氏名、生年月日及び住所

三 処理した登録事務の内容及び処理した年月日

四 前号に掲げる登録事務の内容及び職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第三条 法第六十九条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第九号イから二までの規定に該当しないことを誓約する書面とする。

(あつせん委員の欠格事由)

第四条 次の各号の一に該当する者は、法第七十九条の十六の二第二項に規定するあつせん委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 三 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 五 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 公認会計士又は税理士として登録まつ消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

(あつせん委員の特別の利害関係)

第五条 法第七十九条の十六の二第二項に規定する事件の当事者と特別の

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第三条 法第六十九条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第三十二条第四号イから二までの規定に該当しないことを誓約する書面とする。

利害関係のない者とは、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

一 本人又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者であるとき。

二 本人が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 本人が事件の当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 本人が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

五 本人が当事者から役務の提供により収入を得ているとき、又は得ないこととなつた日から三年を経過しないとき。

(あつせんを行わない場合の書面の通知)

第六条 協会は、あつせん委員が法第七十九条の十六の二第二項ただし書の規定によりあつせんを行わないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知するものとする。

(標準処理期間)

第七条 大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣及び金融監督庁長官は、法第六十八条第二項、法第七十四条第二項及び法第七十九条の十八第二項の認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

(標準処理期間)

第四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣及び金融監督庁長官は、法第六十八条第二項、法第七十四条第二項及び法第七十九条の十八第二項の認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間